

発注者支援業務等積算基準 改正概要

H30 改正	旧	備考
<p>積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務積算基準</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>b 旅費交通費</p> <p>旅費交通費は土木設計業務等標準積算基準及び同(参考資料)に準ずる。</p> <p>また、発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。</p> <p>※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。</p>	<p>積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務積算基準</p> <p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>b 旅費交通費</p> <p>旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。</p> <p>発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。</p> <p>※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする</p> <p>その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準及び同(参考資料)に準ずる。</p>	

積算技術業務

4. 業務内容

(1) 適用工種 (土木工事)

事業区分 (Lv0)	工事区分 (Lv1)	工事種別 (Lv2)
河川改修	築堤・護岸	河川土工,軽量盛土工,地盤改良工,護岸基礎工,矢板護岸工,法覆護岸工,擁壁護岸工,根固め工,水制工,付帯道路工,付帯道路施設工,光ケーブル配管工,構造物撤去工,仮設工
	浚渫(河川)	浚渫工(ポンプ浚渫船),浚渫工(クレーン船),浚渫工(バックホウ浚渫船),浚渫土処理工,仮設工
	樋門・樋管	河川土工,軽量盛土工,地盤改良工,樋門・樋管本体工,護床工,水路工,付属物設置工,構造物撤去工,水路工,仮設工
	水門	工場製作工,工場製品輸送工,河川土工,軽量盛土工,水門本体工,護床工,付属物設置工,鋼管理橋上部工,橋梁現場塗装工,床版工,橋梁付属物工(鋼管理橋),橋梁足場等設置工(鋼管理橋),橋梁現場塗装工(鋼管理橋),コンクリート管理橋上部工(PC橋),コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋),橋梁付属物工(コンクリート管理橋),橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋),舗装工,仮設工
	堰	工場製作工,工場製品輸送工,河川土工,軽量盛土工,可動堰本体工,固定堰本体工,魚道工,管理橋下部工,鋼管理橋上部工,橋梁現場塗装工,床版工,橋梁付属物工(鋼管理橋),橋梁足場等設置工(鋼管理橋),コンクリート管理橋上部工(PC橋),コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋),コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋),橋梁付属物工(コンクリート管理橋),橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋),付属物設置工,仮設工
	排水機場	河川土工,軽量盛土工,機場本体工,沈砂池工,吐出水槽工,仮設工
	床止め・床固め	河川土工,軽量盛土工,床止め工,床固め工,山留擁壁工,仮設工
河川維持・修繕	河川維持	巡視・巡回工,除草工,堤防養生工,構造物補修工,路面補修工,付属物復旧工,付属物設置工,光ケーブル配管工,清掃工,植栽維持工,応急処理工,撤去物処理工,仮設工
	河川修繕	河川土工,軽量盛土工,腹付工,側帯工,堤脚保護工,管理用通路工,現場塗装工,仮設工
海岸整備	堤防・護岸	海岸土工,軽量盛土工,地盤改良工,護岸基礎工,護岸工,擁壁工,天端被覆工,波返工,裏法被覆工,カハート工,排水構造物工,付属物設置工,構造物撤去工,付帯道路工,付帯道路施設工,仮設工
	突堤・人工岬	海岸土工,軽量盛土工,突堤基礎工,突堤本体工,根固め工,消波工,仮設工
	海域堤防	海域堤基礎工,海域堤本体工,仮設工
	浚渫(海岸)	浚渫工(ポンプ浚渫船),浚渫工(クレーン船),浚渫土処理工,仮設工
	養浜	海岸土工,軽量盛土工,砂止工,仮設工
砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工,工場製品輸送工,砂防土工,軽量盛土工,法面工,仮縮切工,コンクリート堰堤工,鋼製堰堤工,護床工・根固め工,砂防堰堤付属物設置工,付帯道路工,付帯道路施設工,仮設工
	流路	砂防土工,軽量盛土工,流路護岸工,床固め工,根固め・水制工,流路付属物設置工,仮設工
	斜面対策	砂防土工,軽量盛土工,法面工,擁壁工,山腹水路工,地下水排除工,地下水遮断工,抑止杭工,斜面対策付属物設置工,仮設工
道路新設・改築	道路改良	道路土工,地盤改良工,法面工,軽量盛土工,擁壁工,石・ブロック積(張)工,カハート工,排水構造物工,落石雪害防止工,遮音壁工,構造物撤去工,組立歩道工,仮設工

積算技術業務

4. 業務内容

(1) 適用工種 (土木工事)

事業区分 (Lv0)	工事区分 (Lv1)	工事種別 (Lv2)
河川改修	築堤・護岸	河川土工,軽量盛土工,地盤改良工,護岸基礎工,矢板護岸工,法覆護岸工,擁壁護岸工,根固め工,水制工,付帯道路工,付帯道路施設工,光ケーブル配管工,構造物撤去工,仮設工
	浚渫(河川)	浚渫工(ポンプ浚渫船),浚渫工(クレーン船),浚渫工(バックホウ浚渫船),浚渫土処理工,仮設工
	樋門・樋管	河川土工,軽量盛土工,地盤改良工,樋門・樋管本体工,護床工,水路工,付属物設置工,構造物撤去工,仮設工
	水門	工場製作工,工場製品輸送工,河川土工,軽量盛土工,水門本体工,護床工,付属物設置工,鋼管理橋上部工,橋梁現場塗装工,床版工,橋梁付属物工(鋼管理橋),橋梁足場等設置工(鋼管理橋),橋梁現場塗装工(鋼管理橋),コンクリート管理橋上部工(PC橋),コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋),橋梁付属物工(コンクリート管理橋),橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋),舗装工,仮設工
	堰	工場製作工,工場製品輸送工,河川土工,軽量盛土工,可動堰本体工,固定堰本体工,魚道工,管理橋下部工,鋼管理橋上部工,橋梁現場塗装工,床版工,橋梁付属物工(鋼管理橋),橋梁足場等設置工(鋼管理橋),コンクリート管理橋上部工(PC橋),コンクリート管理橋上部工(PCホースラップ橋),コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋),橋梁付属物工(コンクリート管理橋),橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋),付属物設置工,仮設工
	排水機場	河川土工,軽量盛土工,機場本体工,沈砂池工,吐出水槽工,仮設工
	床止め・床固め	河川土工,軽量盛土工,床止め工,床固め工,山留擁壁工,仮設工
河川維持・修繕	河川維持	巡視・巡回工,除草工,堤防養生工,構造物補修工,路面補修工,付属物復旧工,付属物設置工,光ケーブル配管工,清掃工,植栽維持工,応急処理工,撤去物処理工,仮設工
	河川修繕	河川土工,軽量盛土工,腹付工,側帯工,堤脚保護工,管理用通路工,現場塗装工,仮設工
海岸整備	堤防・護岸	海岸土工,軽量盛土工,地盤改良工,護岸基礎工,護岸工,擁壁工,天端被覆工,波返工,裏法被覆工,カハート工,排水構造物工,付属物設置工,構造物撤去工,付帯道路工,付帯道路施設工,仮設工
	突堤・人工岬	海岸土工,軽量盛土工,突堤基礎工,突堤本体工,根固め工,消波工,仮設工
	海域堤防	海域堤基礎工,海域堤本体工,仮設工
	浚渫(海岸)	浚渫工(ポンプ浚渫船),浚渫工(クレーン船),浚渫土処理工,仮設工
	養浜	海岸土工,軽量盛土工,砂止工,仮設工
砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工,工場製品輸送工,砂防土工,軽量盛土工,法面工,仮縮切工,コンクリート堰堤工,鋼製堰堤工,護床工・根固め工,砂防堰堤付属物設置工,付帯道路工,付帯道路施設工,仮設工
	流路	砂防土工,軽量盛土工,流路護岸工,床固め工,根固め・水制工,流路付属物設置工,仮設工
	斜面対策	砂防土工,軽量盛土工,法面工,擁壁工,山腹水路工,地下水排除工,地下水遮断工,抑止杭工,斜面対策付属物設置工,仮設工
道路新設・改築	道路改良	道路土工,地盤改良工,法面工,軽量盛土工,擁壁工,石・ブロック積(張)工,カハート工,排水構造物工,落石雪害防止工,遮音壁工,構造物撤去工,仮設工

積算技術業務積算基準

(2) 打合せ

2) 工事毎の打合せ

1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1工事あたり、2回を標準とする。

技術審査業務積算基準

(2) 打合せ

2) 審査対象工事毎の打合せ

1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎の打合せを行う場合に計上

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1工事あたり、1回を標準とする。

積算技術業務積算基準

(2) 打合せ

2) 工事毎の打合せ

対象工事1本あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1工事あたり、2回を標準とする。

技術審査業務積算基準

(2) 打合せ

2) 審査対象工事毎の打合せ

対象工事1件あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0.5				対象工事毎の打合せを行う場合に計上

- 備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 1工事あたり、1回を標準とする。

河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務積算基準

3. 業務委託料の積算

(2) 各構成費目の算定

(ロ) 直接経費

b 旅費交通費

旅費交通費は土木設計業務等標準積算基準及び同(参考資料)に準ずる。

河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務積算基準

3. 業務委託料の積算

(2) 各構成費目の算定

(ロ) 直接経費

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準及び同(参考資料)に準ずる。

※その他詳細は基準本文を参照

水質・底質分析等業務、水文観測所維持管理業務、水文資料標準照査業務、道路情報管理業務

新	旧
<p>水質・底質分析等業務 見積もり参考資料</p> <p>削除</p>	<p>1 - 6 積算単価について 本業務の積算単価は、平成29年度単価に基づいています。 なお、平成29年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について(平成28年12月)」(http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html)のページに掲載します。</p>
<p>水文観測所維持管理業務 見積もり参考資料</p> <p>削除</p>	<p>1.3 積算単価について 本業務の積算単価は、平成29年度単価に基づいています。 なお、平成29年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について(平成28年12月)」(http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html)のページに掲載します。</p>
<p>水文資料標準照査業務 見積もり参考資料</p> <p>削除</p>	<p>1.3 積算単価について 本業務の積算単価は、平成29年度単価に基づいています。 なお、平成29年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について(平成28年12月)」(http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html)のページに掲載します。</p>
<p>道路情報管理業務委託積算基準(案)</p> <p>削除</p>	<p>3. ※積算単価について 本業務の積算単価は、平成29年度単価に基づいています。 なお、平成29年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について(平成28年12月)」(http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html)のページに掲載します。</p>

(参考)

技術者単価については、毎年、近畿地方整備局HPにて掲載し、別途通知等を行っており、他の業務の見積もり参考資料との整合を図るため削除。